

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 5 月 8 日（火）第3414号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 指定代理納付者の指定 (税務課取扱い) 1  
○県税の収納事務の委託 (税務課取扱い) 1  
○土地利用基本計画の変更 (地域政策課取扱い) 2

## 公 告

- 一般競争入札公告 (学事法制課取扱い) 2  
○平成30年度毒物劇物取扱者試験公告 (薬務課取扱い) 5  
○大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告 (商工政策課取扱い) 6  
○大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 6  
○開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 7

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 8  
○政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表 (選挙管理委員会取扱い) 9

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 550 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成30年 5 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 指定代理納付者の名称及び住所  
ヤフー株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
自動車税（インターネットを利用して納付するものに限る。）
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード  
国際ブランドマーク（VISA, MasterCard, JCB, ダイナース又は  
American Expressに限る。）が付されたクレジットカード
- 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間  
平成30年 5 月 7 日から同月31日まで

## 鹿 児 島 県 告 示 第 551 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年 5 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

委 託 の 相 手 方	委 託 内 容	委 託 期 間
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番	個人事業税，不動産取	平成30年 4 月 1 日から

7号 地銀ネットワークサービス株式会社	得税及び自動車税の収納事務の取りまとめ	平成31年 3 月31日まで
東京都港区港南一丁目 8 番27号 株式会社しんきん情報サービス	加盟店における個人事業税, 不動産取得税及び自動車税の収納事務	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
東京都千代田区二番町 8 番地 8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における個人事業税, 不動産取得税及び自動車税の収納事務	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号 株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における個人事業税, 不動産取得税及び自動車税の収納事務	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
東京都品川区大崎一丁目11番 2 号 株式会社ローソン	直営店及び加盟店における個人事業税, 不動産取得税及び自動車税の収納事務	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで

## 鹿児島県告示第552号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により、土地利用基本計画を次のように変更した。

なお、変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は、鹿児島県企画部地域政策課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

平成30年 5 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 変更の要旨

土地利用基本計画図の農業地域、森林地域及び自然公園地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市 町
県営中山間地域総合地域整備事業により生じた区域の農業地域の拡大	瀬戸内町
現況が森林でない区域の森林地域からの除外	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 霧島市, 大崎町, 錦江町及び肝付町
自然公園として保護・利用する必要がない区域の自然公園地域からの除外	指宿市及び南大隅町

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年 5 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
貨物の運送及び配達業務
- (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
平成30年 6 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
- (4) 履行場所

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けている者であること。
- (4) 貨物を全都道府県に運送し、及び配達することが可能な者であること。
- (5) 鹿児島市内に事務所又は事業所を有する者であること。
- (6) 3の(1)の入札参加資格審査申請書を提出する日において、インターネットによる貨物の運送及び配達状況の照会が可能な者であること。

## 3 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

ア 営業経歴書

イ 2の(3)の許可を受けていることを証する書類

ウ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係  
鹿児島市鴨池新町10番1号

イ 提出期限 平成30年5月15日午後5時15分

- (3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、平成30年5月18日までに書面により通知する。

- (4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

## 4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、総額（入札説明書に示す貨物のサイズ及び配達地域並びにサイズ及び重量による区分ごとの予定数量に見積単価を乗じて得た額を合計した額）を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年5月24日午前11時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）学事法制課（分室）

- (3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
3の(2)に同じ。

## 5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)に同じ。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

### (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## 7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 9 最低制限価格

設定しない。

## 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先 鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
 電話番号 099-286-2144  
 ファックス番号 099-286-5508

平成30年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成30年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成30年 5 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 試験の日時

(1) 試験の期日

平成30年 8 月 7 日 (火)

(2) 試験の時間

午前10時から正午まで

2 試験の場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）

鹿児島県庁講堂（鹿児島市鴨池新町10番1号）

3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物，特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
農業用品目毒物劇物取扱者試験		
特定品目毒物劇物取扱者試験		
	実地試験（試験では実物は使用しない。）	毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物，特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

10,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 個人番号を記載していない住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限り。）

ウ 履歴書（学歴，職歴等を記入したもの）

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル，横4.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので，裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

オ 試験手数料（10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。ただし，送付の方法により受験願書を提出する者で，鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては，鹿児島県収入証紙に代えて10,700円分の普通為替証書を同封することができる。なお，提出書類等を受理した後は，試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県くらし保健福祉部薬務課 (鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

7 提出書類等の受付期間

平成30年 6 月11日 (月) から同月22日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成30年 6 月22日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、92円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成30年 9 月 7 日 (金) 午前10時から午後 5 時15分までの間、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

10 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課 (電話099-286-2111 内線2807) 又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍 (都道府県名のみ)、氏名及び生年月日の欄は、戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は、受験願書を受理した後、受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。

.....

大規模小売店舗の廃止の届出に関する公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 5 項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年 5 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン鹿児島出水店  
出水市向江町34番43号

2 届出者の名称及び住所

株式会社カコイエレクトロ  
鹿児島市錦江町 9 番25号

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,613平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成29年11月30日

.....

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第 5 条第 1 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成30年 5 月 8 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年5月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年5月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス新出水店  
出水市向江町766番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司  
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司  
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
その他未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年12月21日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,361平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 100台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
A棟西側 31台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
荷さばき施設1 A棟北側 65平方メートル  
荷さばき施設2 B棟西側 28平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
A棟内北側 17立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア 開店時刻 午前9時  
イ 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地西側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設1 24時間  
荷さばき施設2 午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成30年4月20日  
.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年5月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
霧島市隼人町西光寺宇川原田664番2, 665番及び670番2並びに東郷宇川原田1122番4, 1125番3, 1126番4, 1131番3, 1132番1, 1133番, 1134番1, 1134番2, 1135番1, 1135番2, 1135番3, 1136番2及び1134番1地先水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 宇野正晃

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年5月8日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 設立の届出があった政治団体  
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いわまつ近俊後援会	岩松 近俊	岩松 照美	鹿屋市大始良町780番地	平成30年2月21日
迫田さゆみ後援会	迫田 小百美	松本 順子	出水市本町16番地28	平成30年2月27日
佐々木しげみ後援会	佐野 義幸	豊倉 哲志	鹿屋市川西町3858	平成30年2月21日
西菌美恵子後援会	西菌 美恵子	西菌 俊和	鹿屋市古里町235番地1	平成30年2月13日
橋口すま後援会	永池 孝弘	泉 幸	出水市上鯖洲2418-5	平成30年2月23日

- 2 異動の届出があった政治団体

- (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県柔道整復師会支部	内 清治	会計責任者の氏名	才川 浩	福迫 幸二	平成28年4月30日
自由民主党川辺支部	東 剛造	会計責任者の氏名	小山 勝秋	有田 弘道	平成30年2月19日
日本共産党大隅地区委員会	菊永 哲彦	会計責任者の氏名	境田 幸子	菊永 哲彦	平成29年3月18日

- (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
野呂正和後援会	小原 健	主たる事務	霧島市隼人町	霧島市隼人町	平成30年



		所の所在地	内山田3-2 -41	内山田三丁目 2番14号	1月30日
--	--	-------	---------------	-----------------	-------

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
鹿児島県柔道整復師連盟	内 清治	会計責任者の氏名	才川 浩	福迫 幸二	平成28年 4月30日
鹿児島県土地家屋調査士政治連盟	馬場 幸二	代表者の氏名	馬場 幸二	磯端 強志	平成30年 2月13日
		会計責任者の氏名	郡山 天志	小山田 誠一郎	
鹿児島県ビルメンテナンズ政治連盟	野元 一喜	会計責任者の氏名	福村 浩	赤丸 信幸	平成29年 5月24日
鹿児島県分権自治政治フォーラム	猪鹿月 弘行	会計責任者の氏名	吉村 清隆	荒木 善大	平成29年 9月30日
川口憲男後援会	西 光郎	代表者の氏名	西 光郎	柳野 公久	平成30年 1月15日
中重真一後援会	中重 真一	会計責任者の氏名	中重 恭子	吉満 節子	平成29年 4月1日
松元たくや後援会	松元 直樹	政治団体の名称	松元たくや後援会	松元卓也後援会	平成30年 2月15日
湯元ひでのぶ後援会	長野 敏一	代表者の氏名	長野 敏一	平田 貢	平成30年 2月1日
		会計責任者の氏名	湯元 史悟	長野 敏一	
吉村賢一後援会	吉村 賢一	代表者の氏名	吉村 賢一	太田 拓夫	平成29年 12月31日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解 散 年 月 日
奄美をよくする市民の会	奄美市名瀬伊津部町10-18	四本 翠	平成30年1月31日
指宿の未来を考える会	指宿市西方6169番地1	水迫 廣敏	平成30年2月27日
今吉光一後援会	伊佐市大口田代1127	今吉 光一	平成29年12月31日
かじやま四夫後援会	いちき串木野市生福7848番地2	内田 利見	平成29年12月28日
高友会	日置市伊集院町清藤2460番地	濱田 昭人	平成29年12月31日

鹿児島県選挙管理委員会告示第12号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成30年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成30年5月8日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
いくむら清徳八選委員会	増山 辰夫	幾村 剛至	鹿児島市原良二丁目7-6
大久保太智後援会	尾込 宣希	大久保 利子	南九州市川辺町平山6051-1
鹿児島みらいネット	柘植 和子	竹之内 芳一	日置市吹上町中原2665

竹下秀樹後援会	竹下 秀樹	若水 太司	西之表市西町7112番地
中村まこと後援会	中津濱 進	梶 操	阿久根市赤瀬川1108-3
日置友幸後援会	日置 友幸	日置 友幸	南九州市川辺町中山田256-5
松山さおり後援会	松山 さおり	松山 美枝子	奄美市名瀬小浜町30-2-305号